

2022年7月1日

町田市街路灯設置基準

第1 趣旨

この基準は、市民等が町田市道及び町田市が管理する通路等(以下「市道等」という)を安全かつ快適に通行するための道路環境の整備を目的として、町田市が管理する街路灯(以下「街路灯」という)を設置する際の基準を定めるものである。

第2 街路灯の定義

この基準でいう「街路灯」は、夜間において歩行者や自動車等が安全で快適に通行するため、市道等に設置する道路用照明をいう。

第3 街路灯の設置箇所

街路灯は原則として、次の条件を満たした箇所に設置するものとする。

- (1) 既設の街路灯からの距離が20m以上あること。ただし、道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 街路灯の設置方法については、原則、東電柱又はNTT柱への共架とする。
- (3) 道路上の水平面照度(平均値)が3ルクス以下であること。ただし、市街地等で人通りの多い場所についてはこの限りではない。
※水平面照度が3ルクスとは、4m先の歩行者の顔の向きや挙動姿勢などが分かる程度の明るさ。(『安全・安心まちづくり推進要綱』(警察庁)による)
- (4) 宅地開発等で市道として引き継いでから1年以上経過していること。
- (5) 行き止まり道路については、原則5戸以上の宅地が使用していること。また、行き止まり部分から10m以上離れた電柱とする。

次の条件を満たした箇所には設置できない。

- ア 一般の通行を認めていない道路。
- イ 障害物(影響しうる植樹があるところ等)があり、道路上に光が届かない箇所。
- ウ 特殊用途等で公共性を欠く場所。
- エ 家屋等への出入り口がない道路(空地、畑等)で迂回路がある場所。
- オ 設置箇所周辺の地権者の同意がとれない場所。
- カ 市道以外の道路・通路。

第4 街路灯の設置申請

街路灯の設置申請は、原則として町内会または自治会等を通じて申請されたものとする。要望を受けた際、市は現地調査を行い、第3条の街路灯の設置箇所に該当するか確認をする。該当した際は要望者に対し、街路灯設置要望書兼同意書（様式1）（以下「要望書」という）の提出を求める。

第5 街路灯の設置可否の決定

要望書が提出された箇所については、町田市道路部街路灯設置審査会（以下「審査会」という）に諮り設置の可否を決定するものとする。審査会は年4回開催することを原則とし、3月から5月までの要望書については6月、6月から8月までの要望書については9月、9月から11月までの要望書については12月、12月から2月までの要望書については3月にそれぞれ開催する。また、必要に応じて臨時に審査会を開催するものとする。

第6 灯具種類の選定

設置する街路灯の灯具の種類は、基準を満足する灯具を市で選定する。

附則

この基準は2017年4月1日から施行する。

附則

この基準は2018年4月1日から施行する。

附則

この基準は2022年7月1日から施行する。